

嘉島町浮島周辺水辺公園内認可保育所

設置・運営者公募要項

(平成32年4月開設分)

平成30年9月
嘉島町町民課福祉係

目次

第1 . 募集の趣旨	3
第2 . 公募条件等について	3
1 公募対象地概要	
2 応募の資格	
3 土地条件	
4 施設整備条件	
5 施設・職員配置等の基準	
6 保育内容等	
7 給食の実施	
8 資金計画	
第3 . 公募手続きについて	9
1 事業スケジュール	
2 質疑受付	
3 エントリーシートの提出	
4 保育所設置・運営希望者申込書の提出	

第 4 . 設置・ 運営者の決定等 12

1 設置・ 運営者の決定時期

2 設置・ 運営者の決定方法等

3 結果通知

4 設置・ 運営者決定の取り消し等

第 5 . その他 (留意事項) 13

第1. 募集の趣旨

嘉島町では、「すべての子どもと子育て家庭が心豊かに安心して暮らせる町」を基本理念とし、すべての人が豊かな生活を送ることを目指し、スピード感を持って保育所整備に取り組むため、今回「都市公園占有保育所等施設設置事業」を活用し、浮島周辺水辺公園内において、認可保育所を設置・運営する事業者の公募を行う。公園内という立地条件を十分考慮し、本要項中の条件を遵守したうえで、子どもが健やかに育つ魅力ある施設の提案を求める。

第2. 公募条件等について

1 公募対象地概要

- (1) 場所 嘉島町井寺浮島周辺水辺公園内
- (2) 保育所敷地面積 4,000㎡以下（園庭含む）
- (3) 都市計画上の条件
 - ・用途地域 指定なし（都市計画区域内市街化調整区域）
 - ・建ぺい率 70%
 - ・容積率 200%
 - ・（防火・準防火地域 準防火地域） なし

※ 別紙1～3を参照

2 応募の資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 嘉島町の保育行政をよく理解し、児童福祉事業に熱意を持ち、積極的に協力する法人
- (2) 保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した保育所運営ができる法人
- (3) 熊本県内に事業所を有する法人。ただし、法人本部の所在地が本町以外の場合は、本町との打ち合わせ及び引き継ぎ等に支障のない法人
- (4) 法人またはその代表者が次の事項に該当しないこと
 - ・公租公課を滞納している者
 - ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ・児童福祉法第59条第5項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、同条第1項に基づく報告に対し、虚偽の報告等を行ったことがある者
 - ・労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けている団体
 - ・会社更生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体
 - ・嘉島町暴力団排除条例の運用に関する規則第2条第5項に規定する暴力団等、または同条第6項に規定する暴力団密接関係者である法人

※ 新たに社会福祉法人を設立しようとする者にあっては、法人設立に関する関係法令等を十分に理解したうえで、法人の設立認可を満たすことが確実な状態で応募

すること。

※ 社会福祉法人が応募する場合、理事会等の議決により正式な意思決定を経ること。

※ 社会福祉法人及び学校法人以外の法人が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」（別添資料参照）の第1-3-(3)①の基準に留意し、応募すること。

また、社会福祉法人以外の法人が応募する場合は、同通知の第1-3-(3)②の条件を付す。

※ 児童福祉施設の廃止または休止に関しては、嘉島町の承認が必要となり、運営者の意思のみで廃止または休止を行うことはできないものとする。

3 土地条件

本事業は、嘉島町が保育所の設置・運営を行う事業者に対して、市街化調整区域内の都市公園の一部を占用許可すること等により認可保育所を整備する。

このため、都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発許可、都市公園法（昭和31年法律第79号）、嘉島町都市公園条例（平成22年条例第15号）による占用許可及び関係法令等を遵守するとともに、以下の条件を満たす必要がある。

（1）基本条件

- ① 保育所の整備・運営にあたって、公園管理者や関係各所の指示に従い、近隣住民等の意見や要望に対して誠実に対応すること。
- ② 公園利用者の安全確保及び近隣の交通安全対策を行うこと。
- ③ 建物の外観は公園施設や周辺施設と調和するものとする。
- ④ 公園施設や周辺環境との調和を図るために、建物の屋上緑化や壁面緑化、敷地内緑化に取り組むこと。
- ⑤ 構造が、倒壊・落下等を防止する措置を講じる等、公園施設の保全または公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようにすること。
- ⑥ 地域貢献・維持管理活動（公園内の清掃や花壇整備など）に積極的に取り組むこと。
- ⑦ 計画内容については、地域住民に対して十分に説明を行うこと。また、工事中の対策についても周知するとともに次の事項について公園管理者や関係各所の指示に従うこと。
 - ・公園利用者の安全な動線の確保と交通安全対策
 - ・工事車両の搬出入経路
 - ・工事騒音や振動
- ⑧ 公園施設等を破損した場合には、事業者の費用負担により原状回復すること。
- ⑨ 電気等のインフラは、事業者が各企業と調整のうえ、引込工事を行うこと。
- ⑩ 地下埋設物や地中障害物が発見された場合においても、公園管理者と協議の上、調査・撤去等を事業者の費用負担にて行うこと。
- ⑪ 運営者が建築した建物について、自己名義のみで所有権の登記をすることを妨げない

が、第三者に転貸・転売・譲渡等名目の如何に関わらず、所有権を移転することはできないものとする。

また、抵当権、根抵当権等名目の如何に関わらず、担保権を設定することはできないものとする。

⑫ 運営にあたり、占用許可区域外を無断で占用使用することはできないものとする。

(一般利用者として使用することは問題ない。)

⑬ 応募に関して要した費用は、すべて応募者の負担となる。

(2) 占用期間

① 保育所敷地の占用期間は、10年間とする。ただし、更新を妨げるものではない。

② 工事期間から原状回復期間までの期間についても占用許可を得ること。

(3) 原状回復

① 事業終了後は、原状回復することとするが、詳細については、公園管理者と協議のうえ、決定する。

(4) 公園内占用に係る経費

① 保育所敷地

嘉島町が公園占用許可時に決めた占用料の額とする。

(計算例) $33\text{円}/\text{m}^2 \times 3,000\text{m}^2 = 99,000\text{円(月額)}$ (公募開始時点)

② 工事期間及び原状回復期間

建築工事等の期間中についても占用料が必要。

※ 占用に係る経費について、嘉島町都市公園条例の改正や地価の変動により変更となった場合には、変更後の単価により算出する。

4 施設整備条件

(1) 整備施設

認可保育所(児童福祉法第39条に規定)

(2) 定員

120人

※ 生後3ヶ月経過以降～小学校就学前までの全ての児童を受け入れること。

※ 進級時の児童の受け入れを確保できる定員構成にすること。

※ 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の基準を遵守した上であれば、定員以上の受け入れも可能であるため、歳児別の定員に対して、余裕のある計画とすることもできるものとする。

(3) 建物の構造

2階建ての鉄骨造その他これらに類する構造

(4) 屋外遊戯場の配置

屋外遊戯場は、公園の広場に面するように配置すること。

(5) 開所予定日

平成32年4月1日

(6) 駐車場

原則として、公園の駐車場は利用できないものとする。このため、送迎時の保護者用駐車場を3台以上確保するとともに運営時における自動車による送迎への対応策を講じること。

(7) 支障物件

保育所の計画上、支障となるものについては、公園管理者との協議に基づき、事業者負担により対応すること。

(8) 安全対策

公園内では、一般の公園利用者の利用もあるので、児童の安全確保のための対策を公園管理者との協議の上講じること。

5 施設・職員配置等の基準

施設・職員配置等については以下の基準を遵守すること。

(1) 施設最低基準

① 保育室面積（1人あたりの必要面積）

- ・ 0～1歳児 3.3㎡以上
- ・ 2～5歳児 1.98㎡以上

※ 保育室面積の算定については、有効内法面積とする。

② 屋外遊戯場

2歳以上の児童数1人あたり3.3㎡以上を確保すること。

ただし、地内には、2・3歳児の児童数に3.3㎡を乗じた面積以上を確保すること。

③ 調乳室、沐浴室・トイレ、調理室

定員に見合う設備及び面積を有していること。

④ 事務室

職員配置に見合う設備及び面積を有していること。

⑤ 医務室

静養できる機能を有すること。事務室との兼用も可。

※ 建築基準法、消防法、バリアフリー新法の関係法令に適合する施設であること。

(2) 職員配置最低基準等

① 保育士【保育士証を有していること】

- ・ 0歳児3人につき1人以上の保育士を配置すること。
- ・ 1～2歳児6人につき1人以上の保育士を配置すること。
- ・ 3歳児20人につき1人以上の保育士を配置すること。
- ・ 4～5歳児30人につき1人以上の保育士を配置すること。
- ・ 標準時間対応保育士として、保育士1人を配置すること。

※ 4人以上の乳児を入所させる保育所においては、保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。

※ 最低基準上の必要保育士数のうち8割以上は、正規職員を可能な限り配置できるように努めること。

② 調理員

2人以上配置すること。

③ 嘱託医

嘱託医を配置すること。

【参考別添資料】

※嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

※保育所における調理業務の委託について

6 保育内容等

(1) 開所時間

午前7時から午後6時まで

(2) 開所日と休所日

開所日…月曜日～土曜日

休所日…日曜日、祝日、12月29日～1月3日

(3) 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づいた保育を行うこと。

(4) 特別保育等

就労形態の多様化や環境の変化に伴い、保育所で求められる役割はますます大きくなっており、こうしたニーズに対応するため、本町では特別保育事業等の実施に積極的に取り組んでいる。下記①、②特別保育事業については必ず実施すること。

① 障がい児保育事業

一定の障がい程度以上の児童を受け入れ、保育士の加配を行った場合は、町からの補助制度を利用できる場合がある。

② 延長（1時間以上）保育事業

開所当初は原則、1時間延長とする。ただし、保護者のニーズを踏まえ、町と協議の上、事業時間を変更することもできるものとする。

・1時間延長保育 … 夜7時までの保育サービス

・2時間延長保育 … 夜8時までの保育サービス

以下は、公募の条件ではないが、実施することを検討すること。個々の事業の実施については、保育需要や待機児童等の状況から判断し、決定を行うこととする。

③ 一時保育事業

保育に欠けない児童を一時的に預かるサービス。

④ 休日保育事業

認可保育所の休所日に行う保育サービス。町内の認可保育所に入所する全ての児童が対象となる。

⑤ 第三者評価

福祉サービス第三者評価を受審するよう努めること。

7 給食の実施

自園にて調理を行うこと（自園調理室活用による調理業務の委託も可能です）。

8 資金計画

保育所の設置にあたり、下記資金が必要。

(1) 運営資金について

保育所設置認可の際に、保育所を運営するための資金を普通預金、当座預金等により

保有していること（保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する額等）。

(2) 建設経費等について

① 建設経費等の助成

保育所を建設する際の交付金等の補助制度は、社会福祉法人が対象となる。

※ 補助金の金額については、別添保育所等整備交付金交付要綱を参照すること。

(補助率予定：国：2/3、町1/12、事業者1/4)

② 建設経費等の自己資金について

保育所建設に係る総事業費の1割以上を保有していること。

(例) 総事業費が2億円の場合、2千万円以上の保有。

※ 公園の占用料等は別に保有する必要があるものとする。

③ 建設経費等の借入を行う場合

事業遂行に影響がない返済計画であること。また、初年度返済相当額を普通預金、当座預金等により保有していること。ただし、建築する建物に所有権以外の権利の設定はできないものとする。

詳細は3(1)⑪参照。

第3. 公募手続きについて

1 事業スケジュール

平成30年	10月 9日	エントリーシート、質疑受付開始
	10月19日	質疑受付締切
	10月25日	質疑に対する回答
	11月 2日	エントリーシート提出締切
	11月19日	保育所設置・運営希望者申込書提出期限
	12月 月上旬頃	審査委員会
	12月 月下旬頃	事業者の決定・公表・通知
平成31年	5月以降	建築工事
平成32年	4月 1日	開所

2 質疑受付

(1) 質問方法

本公募に関する質問は、Eメールのみ受け付けを行うため、質問票(様式1)をEメールにて送付すること。

(2) 質疑受付期間

公募開始から平成30年10月19日(金)12時まで

(3) 回答

平成30年10月25日(木)を目途に嘉島町ホームページに掲載。

(4) Eメール送付先

P.14の【提出・照会先】参照

(5) Eメール送付時の注意事項

件名を「【質問】浮島周辺水辺公園内保育所」とする。

3 エントリーシートの提出

本要項に基づき公募への参加を希望する法人は、浮島周辺水辺公園内認可保育所設置・運営者公募エントリーシート[様式2]に自己チェックシート[様式3]を添付して提出すること。自己チェックシートは、応募条件及び基準を満たすことを確認するものであり、エントリーにあたっては厳密に確認すること。

本エントリーシート及び自己チェックシートの提出がない場合、公募への参加はできないものとする。

(1) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、原本を1部持参(郵送・FAX・Eメール等による提出はできないものとする)。

(2) 提出期間

平成30年10月9日(火)から11月2日(金)9時から17時まで(期限厳守)

(3) 提出先

P.14の【提出・照会先】参照

4 保育所設置・運営希望者申込書の提出

エントリーシートを提出した法人は、浮島周辺水辺公園内認可保育所設置・運営希望者申込書[様式4]に応募書類を添えて、期限までに提出すること。

(1) 提出方法

事前に電話連絡の上、下記提出先に持参(郵送・FAX・Eメール等による提出はできないものとする)。

(2) 提出期間

エントリーシート提出後から平成30年11月19日(月)午後5時まで(期限厳守)

※ 締切日近くは混み合うので、期限に余裕を持って提出すること。

なお、応募書類に応募に関する諸条件に適合しない場合や記入の不備等ある場合は、受け付けないため注意すること。

また、応募書類提出の遅延等に関しては、原因の如何に関わらず嘉島町では責任を負わないものとする。

(3) 提出書類

No	応募書類	備考
1	保育所設置・運営希望者申込書	様式4
2	法人の概要	様式5
3	設置者（代表者）履歴書	様式6
4	保育所運営の希望理由	様式7
5	定款又は寄付行為及び登記事項全部証明書	
6	直近の施設監査結果報告書	複数保育所を運営している法人は、開設日が最も早い施設（同時期に複数ある場合は、今回計画する施設と同規模のもの）
7	施設長予定者の履歴書	様式8
8	保育所設置・運営希望調書	様式9
9	保育所運営計画（保育課程、年間指導計画を添付）	様式10
10	施設概要調書	様式11
11	配置図、平面図、立面図	最低基準を確認できる内容のものであること（内法面積、受入人数の記載）。
12	開設までのスケジュール	保育所整備に係る部分を詳細に記載すること。
13	資金計画書（借入がある場合は、償還計画書も添付）	様式12
14	資金収支予算見込書	様式13
15	残高証明書等自己資金額を証明できる書類（3か月以内） （市中銀行から借り入れる場合は融資証明書、寄付を受ける場合は寄付確約書も添付）	
16	工事費、設計費、備品購入費等の概算見積書（中項目までの明細）	
17	決算関係書類（直近3年分）	
18	公園占用にかかる計画（イメージパース等を添付）	様式14

(4) 提出部数

13部（原本1部、副本12部）

(5) 提出先

P.14の【提出・照会先】参照

※ 土日祝日等の閉庁日は、受け付けを行わないものとする。

※ 提出日前日までに提出日時を連絡の上、提出書類を持参すること（郵送不可）。

※ 応募書類の受付期間中に応募者がなかった場合はその事実を、また選定の結果、該当者なしとなった場合にはその事実を嘉島町ホームページで公表する。

(6) 応募書類提出時の注意事項

① 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

② 嘉島町が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合がある。

③ 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、A4版縦型・横書きで作成すること。（図面等はA3まで）

④ 応募書類については、番号ごとにインデックスを付けた仕切り紙を挟むこと。

⑤ 1部ごとフラットファイル等に綴り、表紙、背表紙に下記のとおり表示すること。

浮島周辺水辺公園内認可保育所設置・運営希望申込書（法人名）

⑥ 応募書類の著作権は応募者に帰属する。

⑦ 嘉島町は、設置・運営者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、応募書類等は返却しない。

⑧ 応募内容については、選定終了後など、必要に応じ、その内容を公開する場合がある。原則としてすべて公開の対象となるが、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

⑨ 応募内容については、原則変更を認めないが、関係各所との協議の上変更する場合がある。

⑩ 応募書類の提出順に受理票を配布するため、確実に受け取ること。

第4. 設置運営者の決定等

1 設置・運営者の決定時期

平成30年12月下旬頃（予定）

2 設置・運営者の決定方法等

(1) 設置・運営者は、嘉島町認可保育所等設置運営事業者審査選定委員会（以下、「審査選定委員会」という。）の審議を経て、町が決定する。

(2) 選定にあたっては、書類審査及びヒアリングを行うため、ヒアリングの順番については、応募書類の提出順とする（応募書類受付時に受理票を配布）。

(3) 選定の結果、該当者なしとする場合もある。

3 結果通知

決定の結果については、郵送等にて応募者全員に通知する。

4 設置・運営者決定の取り消し等

- (1) 設置・運営者の資金計画において、国及び町等の建設経費の助成を見込んでいる場合、設置・運営者の責によらない事由により建設経費の助成が受けられない時は、設置・運営者からの申し出により、決定を取り消すことがある。
- (2) 保育所の設置・運営が困難と町が判断した場合は、設置・運営者と協議の上、決定を取り消すことがある。
- (3) 本件は都市公園占用保育所等施設設置事業として公園内に整備するものであるため、事業者の決定後、規定する区域計画の認定を受けられなかった場合には、事業者の決定を取り消すことがある。
- (4) 下記に該当する場合、審査選定委員会による審議を行うことなく設置・運営者を失格とする。また、審査結果通知後に判明した場合であっても結果を取り消し、失格とする。
 - ① 設置・運営者の決定の前後に、設置・運営者が審査選定委員会の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合、そのほか町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
 - ② 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合。
 - ③ 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合。
 - ・重要事項（施設計画、施設構造、施設規模、施設長予定者、定員、階数、資金贈与者など）を本町の承諾なく変更した場合。（重要事項に該当しない変更についても事前に協議が必要。）
 - ・預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。
 - ・関係法令等による制限について関係各所と協議を行っていないと確認された場合。
 - ④ 公園の占用条件を満たさないと判断された場合。
 - ⑤ 上記のほか、本町が不適切と認めた場合。

第5. その他（留意事項）

- (1) 工事全般にわたり、騒音、振動等環境対策並びに他工事との工程調整等に十分配慮し、事業者の責任において対策を講じることとする。
- (2) 提案の実施にあたっての関係機関・団体との調整については、事業者の責任において行うこと。
- (3) 事業者選定後も、公園占用の手続き等で連絡調整を密に行う必要があるため、町との協議に速やかに対応できる体制を整えること。
- (4) 事業者選定後、審査選定委員会での意見等も踏まえ、より円滑な保育所運営に向けて、必要に応じて計画内容を変更する場合もある。
- (5) 本公募による選定は、当初より定員数までの子どもの利用を保証するものではない。

【提出・照会先】

〒861-3192

熊本県上益城郡嘉島町大字上島 530 番地

嘉島町役場町民課福祉係 山下

電話：096 - 237 - 2576 FAX：096 - 237 - 2359

E:mail：kenhuku@town.kashima.kumamoto.jp